



資料1

神奈川県アレルギー疾患対策推進計画 改定素案について

神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課
令和4年11月7日

本日の説明事項（目次）

- 1 県アレルギー疾患対策推進計画の改定素案
- 2 今後のスケジュール

1 神奈川県アレルギー疾患対策推進計画の改定素案

計画改定の考え方とポイント

- ・ アレルギー疾患対策基本法及び国のアレルギー疾患対策基本指針との整合。
- ・ 現計画の総括等、本県の現状を踏まえた対応。

参考

「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」改正

第1	アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項	○アレルギー疾患のコントロールのために、アレルゲン回避だけでなく、免疫寛容の誘導も考慮に入れた環境の改善を図る。
第2	アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項	○アレルギー疾患に関する情報について出生前から保護者等への普及啓発活動に取り組む。 ○外食・中食における食物アレルギー表示については、消費者の需要や誤食事故等の実態等に基づき、適切な情報提供に関する取組等を積極的に推進する。
第3	アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項	○専門的な取組をより推進するため、医療従事者として、「歯科医師」「管理栄養士」を明記する。 ○「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」の検討結果に基づく医療提供体制を整備する。 ○都道府県拠点病院等は適切な情報の提供、アレルギー疾患医療に関する専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等の推進に協力する。
第4	アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項	○免疫アレルギー疾患の特性に注目した研究等を盛り込んだ「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づくアレルギー疾患研究を推進する。 ○長期的な疾患管理を十分に行う等の観点から、患者の視点に立った研究を推進する。
第5	その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項	○国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるような環境の整備等に関する施策について各事業者団体に対し、周知を図る。 ○地方公共団体は、都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通して地域の実情を把握し、都道府県拠点病院等を中心とした診療連携体制や情報提供等、アレルギー疾患対策の施策を策定及び実施するよう努める。

改正ポイント1

「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」との整合

(国指針)

第1	アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項	○アレルギー疾患のコントロールのために、アレルギー回避だけではなく、 免疫寛容の誘導 も考慮に入れた環境の改善を図る
第2	アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項	○アレルギー疾患に関する情報について 出生前から保護者等 への普及啓発活動に取り組む

(神奈川県 計画)

県計画へ反映

施策の柱1
発症・重症化予防や症状の軽減のための取組みの推進

(1)アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及

アレルギー疾患に関する情報提供・普及啓発

■リーフレット等を利用した周知
リーフレット等を作成し、アレルギー免疫療法を含むアレルギー疾患の基礎知識や緊急時の対応、出生時から行える発症予防や対応等を患者や妊婦、乳幼児の保護者、その家族、学校、保育関係者等及び県民に対し周知します。

県計画へ反映

施策の柱1
発症・重症化予防や症状の軽減のための取組みの推進

(3)生活スタイルの改善のための取組み

栄養・スキンケア対策

■食物アレルギー対応の普及啓発
患者の生活の維持・向上に影響を与える食事について、離乳食の進め方といった食物アレルギー対応に関する広報等による普及啓発に取り組みます。

■スキンケア相談
母子保健事業や研修、リーフレットの配布による普及啓発を通じ、乳幼児に対するスキンケアの大切さの普及や相談に取り組みます。

改正ポイント1

「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」との整合

(国指針)

第2	アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項	○ <u>外食・中食</u> における食物アレルギー表示については、消費者の需要や誤食事故等の実態等に基づき、適切な情報提供に関する取組等を積極的に推進する
第3	アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項	○専門的な取組をより推進するため、医療従事者として、 <u>「歯科医師」「管理栄養士」</u> を明記する。

(神奈川県 計画)

国推進項目（ 食品表示法改正や施策動向を注視 ）

食品衛生指導管理について**現行計画反映済み**

（ 県計画へ【 加工食品のアレルゲン検査 】を追加 ）

■加工食品のアレルゲン検査

神奈川県内で市販されている加工食品について、アレルゲン検査を行い、加工食品の安全性を確認します。

県計画へ反映

施策の柱3
アレルギー疾患患者等を支援するための環境づくり

(1)アレルギー疾患患者を支援する者の人材育成

■**専門職への研修や情報提供**
患者に関わる専門職（歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等）を対象とした講習の開催や、外部機関主催の研修の情報提供など講習機会の確保に努めます。

改正ポイント1

「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」との整合

(国指針)

第3 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項

○「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」の検討結果に基づく医療提供体制を整備する。

○都道府県拠点病院等は適切な情報の提供、アレルギー疾患医療に関する専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等の推進に協力する。

(神奈川県 計画)

現行計画反映済み

(検討会の検討結果(平成29年7月)を踏まえ、県拠点病院を選定、協議会を設置)

現行計画反映済み

(検討会の検討結果(平成29年7月)を踏まえ、平成31年3月に県計画を策定)

(県計画では【 医師・医療従事者等の人材育成 】で施策化)

■ 医師・医療従事者等の人材育成

県は、県アレルギー疾患医療拠点病院等が実施する医師・医療従事者の人材育成・研修を支援します。

改正ポイント1

「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」改正の反映

(国指針)

第4	アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項	免疫アレルギー疾患の特性に注目した研究等を盛り込んだ「 免疫アレルギー疾患研究10か年戦略 」に基づくアレルギー疾患研究を推進する。
		長期的な疾患管理を十分に行う等の観点から、患者の視点に立った研究を推進する。
第5	その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項	国はアレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるような環境の整備等に関する施策について各事業者団体に対し、周知を図る。
		地方公共団体は、 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会 を通じて地域の実情を把握し、 都道府県拠点病院 等を中心とした診療連携体制や情報提供等、アレルギー疾患対策の施策を策定及び実施するよう努める。

(神奈川県 計画)

国推進事項

(県計画へは【 基礎調査の実施 】を追加)

■アレルギー疾患対策の調査等

県は、官公庁等で行われる各種調査のデータ収集に努めるとともに、アレルギー疾患医療拠点病院と協力して、調査・分析を行い、本県のアレルギー疾患対策の推進を図ります。

国推進事項

(国施策動向を注視し、今後の国施策を踏まえ、対応を検討)

現行計画反映済み

(検討会の検討結果 (平成29年7月) を踏まえ、平成31年3月に県計画を策定し、拠点病院を選定するとともに協議会を設置し、施策実施している。)

現行計画の総括（成果と課題）

令和4.3.16 令和3年度県アレルギー疾患対策推進協議会 資料3

2 現行計画の総括



（ 成果 ）

- 体制整備に注力し、拠点病院の選定・協議会の設置など体制整備の一部が完了した
- 県と拠点病院が連携することで県民や支援者に対する普及啓発・人材育成事業の実施スキームの構築が図られた

（ 課題 ）

- 体制整備のうち診療連携協力体制の構築や専門的な知識及び技能を有する医師・医療従事者の育成の取組が不足していた

必要な取組

☆診療連携協力体制の構築

- 拠点病院と診療所間(1)
- 専門病院と診療所間(2)

☆専門的な知識・技能を有する

医師・医療従事者の育成

- 地域の医療従事者の育成

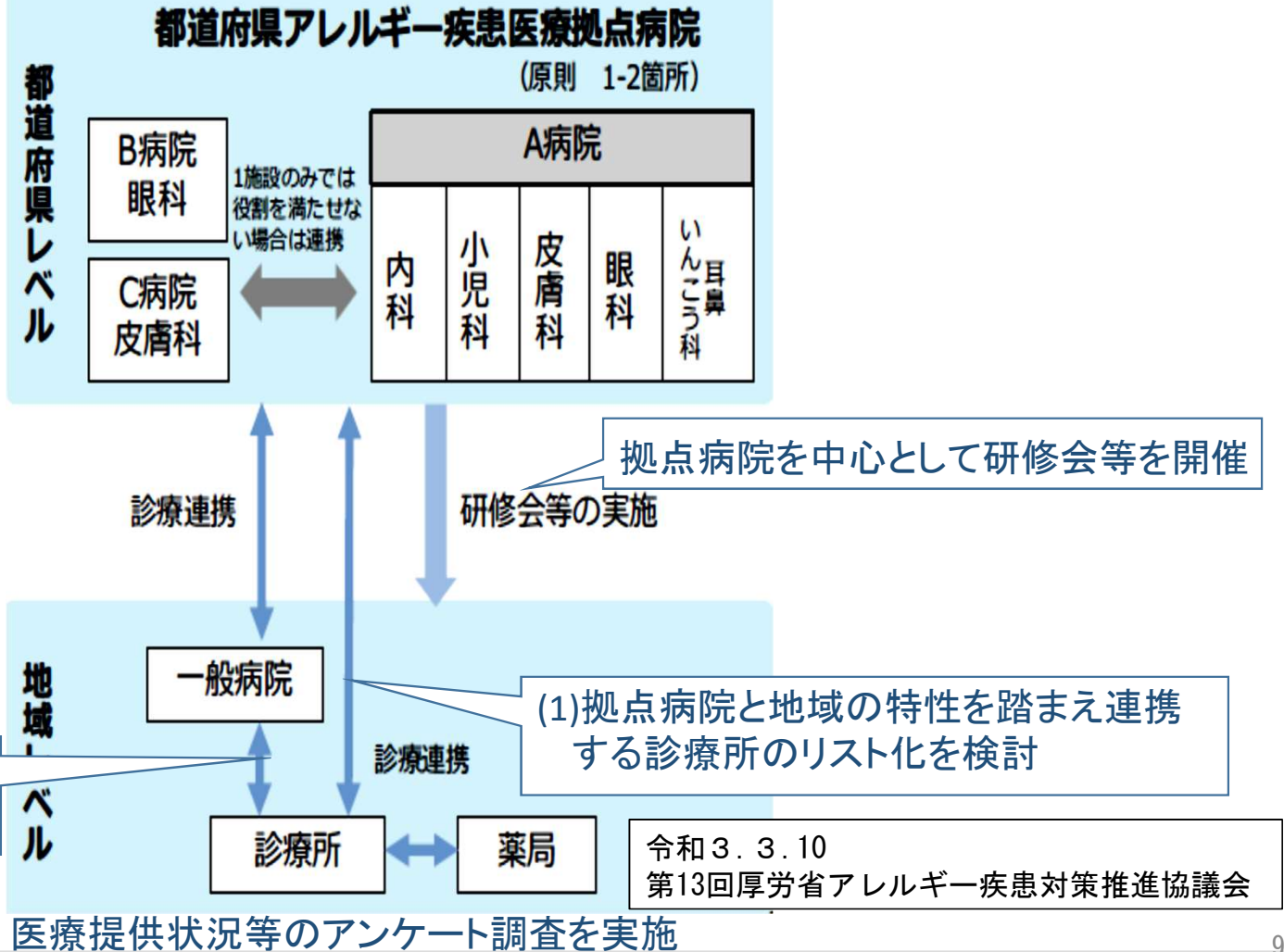
☆調査実施

☆教育・保育施設等の相談機会の確保

(2)アレルギー学会指定基幹施設等の診療可能科目を県ホームページで情報提供

Kanagawa Prefectural Government

アレルギー疾患医療提供体制イメージ



県計画 改定素案への必要な取組みの反映内容

追加する施策		追記箇所	改正素案文
総括	診療連携協力体制の構築	<p>施策の柱2 適切な医療を受けられる体制の整備</p> <p>(1)アレルギー疾患医療を提供する体制の整備</p> <p>医療機関・専門医等に関する情報の提供</p>	<p>■ホームページを利用した情報提供</p> <p>県は、「アレルギー疾患医療拠点病院」をはじめ、地域でアレルギー疾患に対応できる医療機関、アレルギー専門医の情報について、アレルギー学会等の関係学会と連携し、ホームページを利用して県民等へ情報を提供します。</p> <p><u>またアレルギーの状態に応じた適切な受診ができるよう、診療内容を記載した医療機関情報を提供します。</u></p>
総括	専門的な知識・技能を有する医師・医療従事者の育成	<p>施策の柱2 適切な医療を受けられる体制の整備</p> <p>(2)専門的な知識及び技能を有する医師・医療従事者の育成</p> <p>医療従事者等の資質向上</p>	<p>■医師・医療従事者等の人材育成</p> <p><u>県は、県アレルギー疾患医療拠点病院等が実施する医師・医療従事者の人材育成・研修を支援します。</u></p> <p><u>県は、医師・医療従事者の講習や研修機会の確保をしやすいするため、県アレルギー疾患対策推進協議会を通じて、医療機関や大学、医会等の主催する講習や研修の情報を収集して提供に努めます。</u></p>

追加する施策	追記箇所	改正素案文
<p>調査を実施</p>	<p>施策の柱2 適切な医療を受けられる体制の整備</p> <p>(1)アレルギー疾患医療を提供する体制の整備</p> <p>適切な医療を提供するための体制整備</p>	<p>■アレルギー疾患対策の調査等</p> <p>県は、官公庁等で行われる各種調査のデータ収集に努めるとともに、アレルギー疾患医療拠点病院と協力して、調査・分析を行い、本県のアレルギー疾患対策の推進を図ります。</p>
<p>教育・保育施設の相談体制の構築</p> <p>「アレルギー疾患医療提供体制の在り方について」</p> <p>地域における学校等が抱えるアレルギー疾患に関する諸問題に対して、市区町村の教育委員会や市区町村の関係部局に対し、医学的見地から助言、支援を行う。</p>	<p>施策の柱3 アレルギー疾患患者等を支援するための環境づくり</p> <p>(1)アレルギー疾患患者を支援する者の人材育成</p> <p>学校や職場関係者を対象とした研修機会等の確保</p>	<p>■相談機会の確保</p> <p>教育委員会、県内の公私立の学校、幼稚園、保育所、放課後児童クラブ、児童福祉施設等で患者に関わる関係機関の管理職や職員に対し、専門医等からの指導・助言を受けられるよう機会の確保に努めます。</p>

追加する要素		追記箇所	改正素案文
基本指針	アレルギー・マーチ	<p>第2章アレルギー疾患の現状</p> <p>1 主なアレルギー疾患の特徴</p>	<p><u>アレルギー疾患は、年齢によって発症しやすいアレルギーが異なるという特徴があります。</u></p> <p><u>多くのアレルギー疾患患者は、乳児期にアトピー性皮膚炎が最初に発症して、その後、食物アレルギー、ぜん息、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎というふう</u>に発症していく傾向があります。必ずしもすべての人がこのような病気の流れになるわけではありませんが、さまざまなアレルギーの病気が年齢によって次々と発症してくる様子を音楽隊の行進（マーチ）になぞらえて「アレルギーマーチ」と呼んでいます。</p> <p><u>アレルギー疾患は一度発症すると、複数のアレルギー疾患を合併し得ること、新たなアレルギー疾患を発症し得ること等の特徴（アレルギーマーチ）を有するため、これらの特徴を考慮し、発症予防も勘案した施策が必要になります。</u></p>

追加する施策		追記箇所	改正素案文
基本指針	防災部署との連携について	施策の柱3 アレルギー疾患患者等を支援するための環境づくり (3) 災害時の対応 平常時における対応	<p>■部局間の連携の強化</p> <p><u>アレルギー疾患対策会議に防災担当部署を加え、アレルギー疾患対策に関する部局間の連携を強化します。</u></p>

2 今後のスケジュール

令和4年11月7日 第2回神奈川県アレルギー疾患対策推進協議会（Web会議）

12月 厚生常任委員会報告（素案）
パブリックコメント

令和5年 2月 第3回神奈川県アレルギー疾患対策推進協議会
（開催方法未定）

3月 厚生常任委員会報告（計画案）

